

2009 年 7 月

## REACH: 化学物質の登録、評価、認可および制限に関する規則 (EC 規則 1907/2006)

シリコンおよび多結晶シリコンで世界をリードするメーカーの一つであるダウコーニングは、長年にわたり Responsible Care® に取り組み、持続可能な発展に専心する方針を打ち立ててきました。ダウコーニングは、REACH 規則の目的を全面的に支持しています。REACH 規則の目的は、人の健康と環境の保護水準を高めることや、化学業界が化学物質の特性、用途に関する適切なレベルの知識を備え、サプライチェーンを通してリスク管理を要求することです。

REACH は 2007 年 6 月 1 日に発効されました。本規則は、サプライチェーンパートナーとの間、そして欧州化学品庁 (ECHA: European Chemicals Agency) との間で多量の情報が収集され、交換される必要があります。ダウコーニングは、顧客、代理店およびサプライヤー間で体系化された、効果的かつ確実な情報交換のためのツールを開発しました。

サプライチェーンのそれぞれが REACH に適合すべく作業するなか、多様な様式と質問事項を伴う情報要求が増加しています。ダウコーニングは、REACH 遵守に必要とするすべての情報を、適宜利用できるように致します。

ダウコーニングが実施する際のいくつかの重要側面について、以下に概要を示します。

- 当社の製品群のすべてについて、登録が必要なわけではありません。
- ダウコーニングは、現在の製品群の中で、REACH において責任および義務のあるすべての物質を事前に予備登録し、原料のサプライヤーおよび川下ユーザーと規則遵守を確認するために、協力体制を築いています。このことは、サプライチェーンの障害を最小限に抑えるために重要です。
- ダウコーニングは、REACH 実施スケジュールに基づく登録に向け作業を行っており、REACH の段階的な登録要件 (2010~2018 年の過渡的規定) に準拠します。当社は、当社製品の用途を理解するために顧客と協力します。提供される用途がダウコーニングにより支持され、その使用が安全に継続される場合、ダウコーニングはその用途が登録されるようにする意向です。機密上の理由により、ダウコーニング製品 (ダウコーニングにより製造され、または EU に輸入された物質を含む) の用途を開示することを望まれない場合、川下ユーザーがその物質の用途を ECHA に直接登録する責任を負うことを REACH は認めています。

- 当社のサプライヤーの撤退により特定成分を入手できない場合、当社製品を再処分するかまたは改良するため、何らかの商業的に可能な事前措置を講じます。そのような状況が発生した場合、顧客と連絡を取り合います。
- ダウコーニングは、物質の使用が企業機密とみなされる状況を除き、主要な原材料が確実にサポートされる (必要な登録がされる) こと、および当社の製造プロセスが REACH による影響を受けないよう必要に応じてサプライヤーに情報を提供する予定です。RIP 3.2.2-IV の下で規定されている用途・ばく露のガイドラインは、この情報交換の基準となるものです。注: 年間生産量が 10 トン未満で有害性 (付属書 III) に分類されない工業製品について、用途情報は要求されません。

化学物質のユーザーが REACH における義務に精通されていない場合、欧州化学品庁が提供する [REACH Navigator - About REACH](#) を是非ご参照ください。

ダウコーニングは、本声明に関する詳細かつ具体的な質問にお答えする法規制担当の専門家から成るチームを揃えています。ご質問は次の電子メールでお送りください:  
[reachsupport@dowcorning.com](mailto:reachsupport@dowcorning.com)。

ダウコーニング コーポレーション  
(およびグループ会社)

注: ここに含まれる情報は誠意をもって提供するものです。しかしながら、ダウコーニング コーポレーションおよびその関連会社は、受領者のこの情報への信用や使用によって生ずる一切の責任を負いません。